

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 154-0001

住 所 東京都世田谷区池尻2-11-3

法人名 日鋪建設株式会社

代表者 日高 真吾

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3418-1361

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鋪建設株式会社 千葉出張所
事業場の所在地	千葉県千葉市稲毛区長沼原町652
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 建設業 中分類： 総合工事業
②事業の規模	当該出張所完成工事高 78,372万円（前年度実績）
③従業員数	当該出張所従業員数 8人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→再生処理業者に委託して破碎し再生利用 混合廃棄物→中間処理業者に委託して選別破碎→再資源化 金属くず→中間処理業者に委託して選別→再資源化 木くず→中間処理業者に委託して選別破碎→再資源化 紙くず→中間処理業者に委託して選別破碎→再資源化 廃プラスチック類→中間処理業者に委託して選別破碎圧縮固化→再資源化

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

日鋪建設株式会社 本社工事部 関東南支店 千葉出張所 各個別工事

産業廃棄物処理責任者 個別工事 工事所長

教育・研修

毎年定例の社内研修において、東京都環境局発行の「産業廃棄物適正処理ガイドブック」等を用い産業廃棄物の処置方法を確認している

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	1645 t	18 t
	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物管理票による産業廃棄物の種類・排出数量の把握を行い、個別工事毎に実数量の把握に努める ・設計数量の事前調査を行い、設計値との差異の把握を行う		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	1000 t	15 t
	(今後実施する予定の取組) ・排出する予定の産業廃棄物を当該排出事業所ごとに産業廃棄物管理票による管理を行い、排出事業者毎に月々実績表の作成を行い、排出状況を管理する ・産業廃棄物管理票交付時に種類・数量等の正確な記述を行い、排出産業廃棄物の内容確認の適正化を図る		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・排出事業所毎に掲示板を設置し、保管する廃棄物の種類を明確にする ・排出事業所毎に「産業廃棄物管理票による種類」毎に分別し保管を行う
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・排出する産業廃棄物（コンクリート片及び廃アスファルト等）については直積み運搬を原則とし、仮置きは行わない ・仮置きの場合掲示板を設置し保管するが即日排出とする

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	1645 t	18 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1645 t	18 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・委託業者への委託契約締結時及び産業廃棄物排出時において定期的な現地確認を行い、適正な運搬及び適正な処理を確認している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	1000 t	15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1000 t	15 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・社内研修の充実を図り、適正な産業廃棄物処理の運用を行う ・マニフェストの適正な運用を行い、正確な数量把握を行う		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

